

★12月のお知らせ★

事業主の
みなさまへ

令和7年4月1日～育児・介護休業法が改正されます！

男女とも仕事と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知、意向確認の義務化などが改正されます。就業規則等の見直しも必要になりますので、確認しておきましょう！

① 子の看護休暇の見直し

改正内容	施行前	施行後
対象となる子の範囲の拡大	小学校就学の始期に達するまで	小学校3年生修了まで
取得事由の追加	①病気・けが ②予防接種・健康診断	①②に加え追加 ③感染症に伴う学級閉鎖等 ④入園(入学)式、卒園式
労使協定による除外規定の廃止	〈除外できる労働者〉 ①週の所定労働日数が2日以下 ②継続雇用期間6か月未満	〈除外できる労働者〉 ①週の所定労働日数が2日以下 ②を撤廃
名称変更	子の看護休暇	子の看護等休暇

② 所定外労働の制限(残業免除)の対象拡大

改正内容	施行前	施行後
請求可能となる労働者の範囲の拡大	3歳未満の子を養育する労働者	小学校就学前の子を養育する労働者

③ 短時間勤務制度(3歳未満)の代替措置にテレワーク追加

改正内容	施行前	施行後
代替措置のメニューを追加	〈代替措置〉 ①育児休業に関する制度に準ずる措置 ②始業時刻の変更等	〈代替措置〉 ①②に加え追加 ③テレワーク

④ 育児のためのテレワーク導入

事業主は、3歳未満の子を養育する労働者がテレワークを選択できるように措置を講ずることが努力義務化

⑤ 育児休業取得状況の公表義務適用拡大

改正内容	施行前	施行後
公表義務の対象となる企業の拡大	従業員数1,000人超の企業	従業員数300人超の企業

※次回以降、介護に関する改正をお知らせいたします。

★令和6年12月の営業土曜日は
以下のとおりです。



7日(土) 休
14日(土) 休
21日(土) 営業(税務・労務)
28日(土) 営業(税務・労務)

★ご質問、ご相談等はこちらまで・・・

トキワビジネス協同組合 寺山社会保険労務士事務所

TEL : 048 - 571 - 2231 FAX : 048 - 570 - 1929

URL : <http://www.terazei.com/>



年末年始の休業日 令和6年12月29日(日)～令和7年1月4日(土)